足立区

別添資料３

足立区
自転車活用
推進計画

説明資料(令和７年度実績)

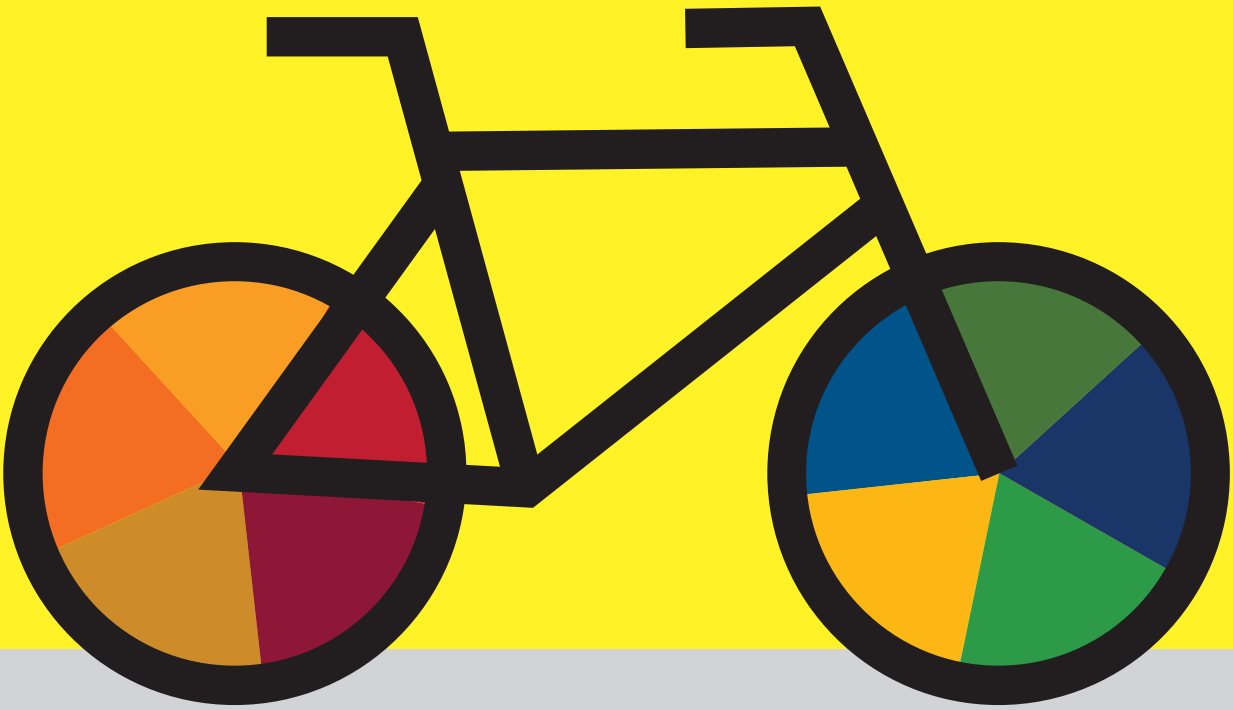

自転車が繋ぐ安全、安心、
快適な都市・あだち

～持続可能なまちづくりを目指して～

令和６年７月**策定**
都市建設部交通対策課

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景・目的

近年、我が国では自転車利用を促す取組が急速に進められており、平成２９（２０１７）年５月１日に「自転車活用推進法」が施行され、政府に自転車活用推進計画の策定を義務付けるとともに、区市町村には、国や都道府県の自転車活用推進計画を勘案して区域の実情に応じた自転車活用推進計画を策定するよう努めなければならないと規定されました。

「足立区自転車活用推進計画」の策定にあたっては、国や都の自転車活用計画を勘案し、「足立区基本構想・基本計画」を上位計画とし、その他関連する区の各種計画等と整合・　連携を図り、区の基本構想に定める「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向け自転車活用の方向性を示すものとします。

２　計画の区域

計画区域は、「足立区全域」とします。

３　計画の期間

計画期間は、令和６（２０２４）年度から令和１５（２０３３）年度までの１０か年とします。なお、計画期間の中間年にあたる令和１０（２０２８）年度に見直しを行います。

４　計画の進行管理

本計画は、区の交通安全対策の基本となる「第１１次足立区交通安全計画」と密接に関連することから、毎年開催される「足立区交通安全協議会幹事会」において、毎年事業実施後に指標及び事業メニューの進捗状況等を記載した評価シートを確認し、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行い着実に推進するとともに、適宜、指標や目標値の見直しを行っていきます。各施策の進捗状況や成果については、議会に報告するとともに区のホームページ等で公表します。

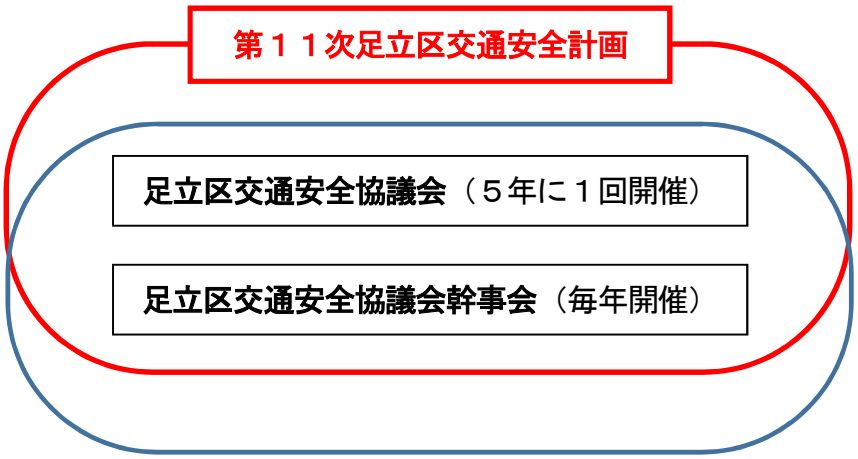

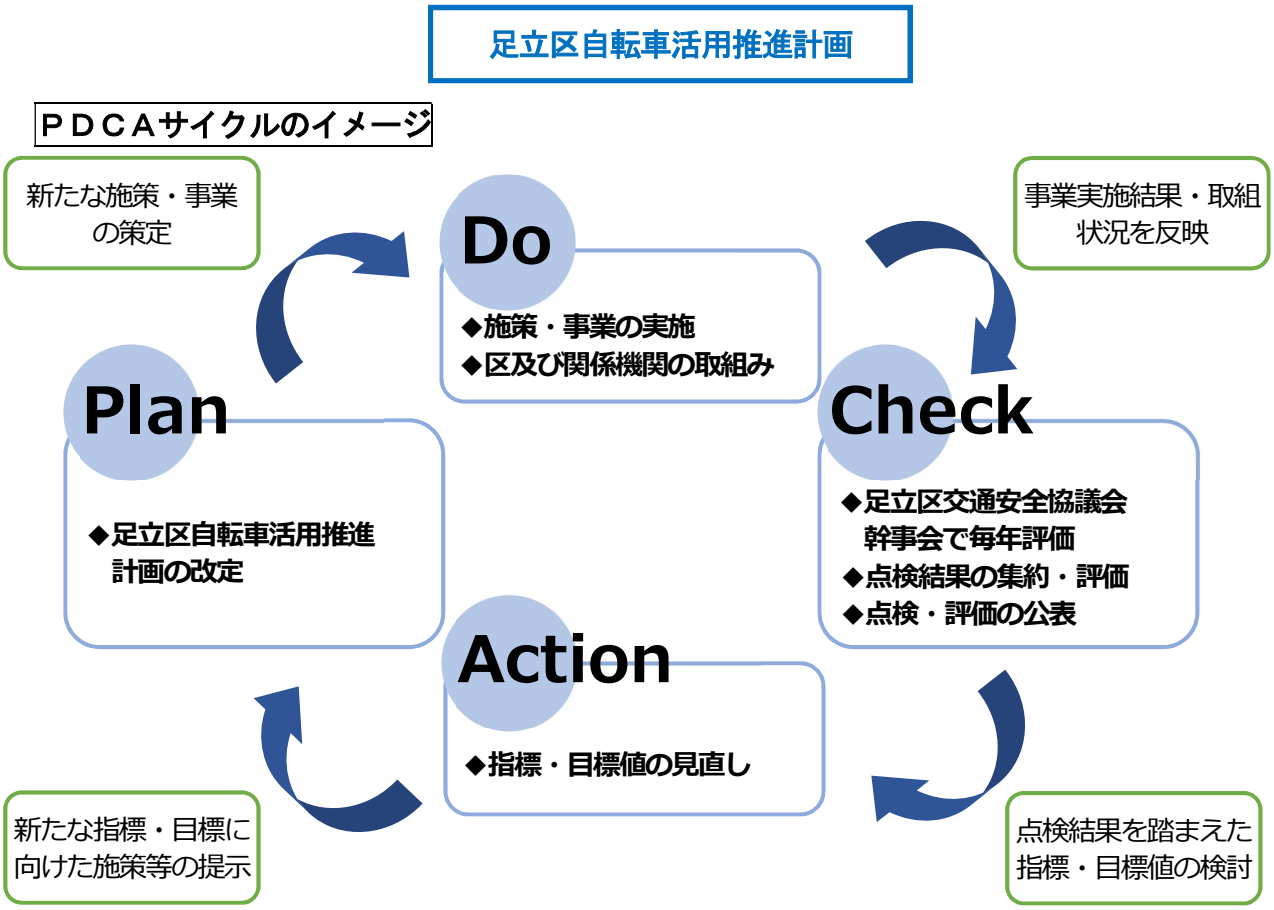

5　自転車活用推進計画の目指すべき将来像

足立区自転車活用推進計画が目指すべき将来像

自転車が繋（つな）ぐ安全、安心、快適な都市（まち）・あだち
～持続可能なまちづくりを目指して～

自転車は区民にとって身近で利用しやすい乗り物であり、自転車分担率を全国や他区と比較しても足立区の割合は高く、区内では自転車が主な交通手段となっています。今後は自転車ネットワーク路線を整備し、交通事故防止に向けた啓発や自転車利活用を促進することにより、区民の安全、安心、快適な自転車利用環境を確保していきます。

以下に、本計画におけるＳＤＧｓの関連する主な目標を示します。

第２章　計画の基本目標と施策体系

１　３つの基本目標

上記で掲げた将来像達成に向けた基本目標を以下の通りとします。

基本目標１

【都市環境】

快適に自転車が利用できる都市環境の整備

自転車ネットワークの構築や放置自転車対策、自転車駐車場の整備、自動車秩序の確立の推進により、自転車、歩行者が安全で快適に通行できる環境づくりを目指します。

基本目標２

【安全・安心】

誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

交通安全教育や広報啓発活動の推進、不法投棄や盗難防止対策、自転車保険加入等により、区民一人一人が正しい自転車利用を心がけるよう、意識向上を目指します。

基本目標３

【自転車利活用】

多様な自転車活用の推進による地域活性化

自転車利用の手軽さを活かし、日常的な自転車利用に加え、来街者へのシェアサイクル活用をＰＲし、区内の名所や観光スポットの回遊促進などを通じ、区内の経済活性化や観光振興にも寄与し、賑わいのあるまちづくりを目指します。

２　基本目標の指標

本計画の推進に向けて、施策の進捗状況や効果を的確に把握していくため、３つの基本目標毎に評価指標を以下のとおり設定します。設定した評価指標については、中間年次に必要に応じて見直しを行います。

基本目標	計画指標	現状値	中間目標値(R10)	最終目標値(R15)	備考
都市環境	自転車通行空間整備延長（自転車道・自転車専用通行帯・車道混在）	2.8ｋｍ	15.6ｋｍ	28.7ｋｍ	区道部分（累計）
	自転車放置率	0.5%(R4 年度)	0.5%以下	0.5%以下	駅前放置自転車等の現況と対策
安全・安心	自転車関与事故件数	980 件(R4 年度)	800 件	600 件	警視庁資料
	自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民割合(計画期間５年平均)	33%(R4 年度)	35%	40%	世論調査（第 11 次足立区交通安全計画）
自転車利活用	シェアサイクルの利用者数	11,221 人	20,000 人	30,000 人	毎年５月の実績
	交通手段としての区内自転車分担率※	22.9%	24%	25%	東京都市圏パーソントリップ調査

※全交通手段のトリップ数（地点からある地点へと移動する単位）に占める、自転車のトリップ数の割合

３　施策体系

本計画の目指すべき将来像と基本目標達成に向けて、以下に掲げる施策を推進します。

将来像	分野	基本目標	施策
自転車が繋（つな）ぐ安全、安心、快適な都市（まち）・あだち～持続可能なまちづくりを目指して～	都市環境	【基本目標１】快適に自転車が利用できる都市環境の整備	施策①　自転車走行環境の整備
			施策②　自転車駐車場の整備等
			施策③　放置自転車対策の推進
	安全・安心	【基本目標２】誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成	施策④　交通安全教育の推進
			施策⑤　交通安全指導取締り
			施策⑥　自転車事故に対する備え
			施策⑦　自転車盗難対策の推進
			施策⑧　交通安全に関する広報・啓発の推進
	自転車利活用	【基本目標３】多様な自転車活用の推進による地域活性化	施策⑨　日常的な自転車利用の促進
			施策⑩　シェアサイクルの活用推進
			施策⑪　自転車を活用した周遊観光等の推進

第３章　計画の事業メニュー

１　事業メニュー

各施策に位置付ける事業を下記に示します。各事業内容については次ページ以降に記載します。

施策		事業
施策①	自転車走行環境の整備	１　自転車走行空間ネットワーク構築【重・拡】 ２　自転車ナビマークの整備【継】
施策②	自転車駐車場の整備等	３　区営自転車駐車場の整備・改修【重・継】 ４　民営自転車駐車場の整備促進【継】
施策③	放置自転車対策の推進	５　総合自転車対策業務※の推進【重・拡】 ６　放置対策における運営方法の改善【拡】
施策④	交通安全教育の推進	７　学校等における交通安全教室【重・新・継】 ８　多世代への交通安全教育【重・拡】
施策⑤	交通安全指導取締り	９　自転車利用者への警告指導の実施【継】
施策⑥	自転車事故に対する備え	10　自転車保険加入促進【継】 11　自転車ヘルメット着用促進【継】
施策⑦	自転車盗難対策の推進	12　盗難防止に向けた啓発事業【新】
施策⑧	交通安全に関する広報・啓発の推進	13　自転車マナーアップキャンペーン【新】 14　広報啓発事業の充実【継】
施策⑨	日常的な自転車利用の促進	15　自転車利用に関する情報発信の推進【新】
施策⑩	シェアサイクルの活用推進	16　シェアサイクル事業の推進【拡】
施策⑪	自転車を活用した周遊観光等の推進	17　イベント等での自転車活用促進【重・新】

※自転車駐車場の管理、街頭指導、移送所の管理を一括して実施する業務

重：重点事業
拡：拡大事業
継：継続事業
新：新規事業

基本目標１　快適に自転車が利用できる都市環境の整備

施策①	自転車走行環境の整備	**【重点事業】**		
事業No. １	自転車走行空間ネットワークの構築	新規	**拡充**	継続
事業主体	区：道路整備課・東西道路公園維持課・交通対策課			
事業概要	１　自転車走行空間ネットワーク計画に基づく、自転車走行空間の計画的な整備（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在など適切な整備手法の選択） ２　令和１０年までにモデル路線（環七北通り）の整備（整備前後の効果検証実施） ３　区施工の都市計画道路や道路改修に合わせた整備の推進 ４　令和１０年度末にネットワーク路線全体の約１０％を整備予定			
R15 目標	モデル路線（環七北通り等）の整備延長 16.2ｋｍ 都市計画道路等の先行整備区間延長 9.7ｋｍ			

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
モデル路線（環七北通り）	0.95ｋｍ	設計	整備 1.8ｋｍ	整備 1.8ｋｍ	整備 1.8ｋｍ	整備 1.8ｋｍ
先行整備区間※	―	整備 1.0ｋｍ	整備 1.0ｋｍ	整備 0.9ｋｍ	整備 1.8ｋｍ	整備 0.9ｋｍ

実施イメージ・事例等

※　足立区道路維持補修計画（令和４年２月時点）より。他の区間においても整備が進められるよう関係部署と調整を進める。

１　自転車走行空間ネットワークの構築

自転車ネットワーク計画に基づき、国道や都道、周辺自治体の整備状況も考慮しつつ自転車走行空間を計画的に整備

整備区間及び整備手法は、別冊自転車ネットワーク計画編 P21 以降参照

自転車道

自転車専用通行帯

車道混在（ナビマーク・ナビライン）

関連する施策・事業

第 11 次足立区交通安全計画（P20・P32）

①　自転車走行環境の整備

②　自転車通行を阻害する駐車車両の指導取締りの強化

第三次足立区環境基本計画改定版（P35）

①　自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備

関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）

(3.6)

(11.3)

(12.7)

(13.2)

（１）都市環境

基本目標１　快適に自転車が利用できる都市環境の整備							
施策①	自転車走行環境の整備						
事業 No. ２	自転車ナビマークの整備				新規	拡充	**継続**
事業主体	区：道路整備課・東西道路公園維持課・交通対策課						
事業概要	１　主要５駅（西新井、竹ノ塚、綾瀬、六町、北千住）周辺及びエリアデザイン地区の概ね半径５００ｍを対象とした自転車ナビマークの整備 ２　経年劣化によりナビマークが薄くなった箇所の適切な補修						
R15 目標	主要５駅、エリアデザイン地区周辺整備完了						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	整備エリア	延長約 58, 124m ※１	北綾瀬駅周辺	五反野駅周辺	補修・要望箇所	補修・要望箇所	六町駅周辺※２
実施イメージ・事例等	※１　西新井、竹ノ塚、綾瀬、北千住、梅島、江北駅周辺は整備済 ※２　六町地区区画整理事業は R9 完了見込み １　自転車ナビマークの整備 自転車ネットワーク計画を補完する区道の自転車走行環境の整備を推進する。自転車動線を考慮し自転車ナビマークの設置及び維持管理を行う。 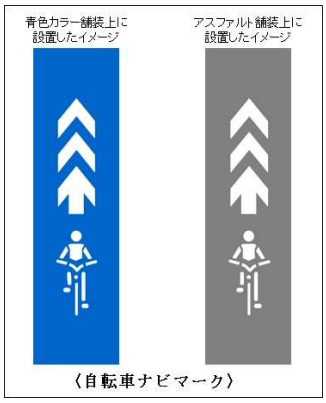 						
関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P19・P20） ①　生活道路における交通事故防止対策の推進 ②　自転車走行環境の整備 第三次足立区環境基本計画改定版（P35） ①　自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備						
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	3 すべての人に健康と福祉を (3. 6) 11 住み続けられるまちづくりを (11. 3) 12 つくる責任 つかう責任 (12. 7)						

基本目標１　快適に自転車が利用できる都市環境の整備

施策②	自転車駐車場の整備等	【重点事業】		
事業 No. ３	区営自転車駐車場の整備・改修	新規	拡充	**継続**
事業主体	区：交通対策課			
事業概要	１　老朽化した区営自転車駐車場の建物や駐輪場機器等の計画的な改修（改築含む）による適正な保全 ２　大型自転車等への対応や障がい者等への免除対応など運営面も考慮した整備の推進 ３　再生可能エネルギーの活用などによる二酸化炭素排出削減等、環境面に配慮をした区営自転車駐車場施設の整備 ４　まちづくりの動きに合わせた駅周辺駐輪施設の将来の配置計画に向けた検討			
R15 目標	区営自転車駐車場の保全計画に基づく改修・改築実施 駐輪場機器（精算機等）を計画的に改修実施			

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
大規模改修	設計 北千住南	改修 北千住南	設計 竹の塚南	改修 竹の塚南	設計 北千住北	改修 北千住北
駐輪機器改修	―	改修 ２箇所	改修 ２箇所	改修 ２箇所	改修 ２箇所	改修 ２箇所

実施イメージ・事例等

大規模改修が必要な施設

精算機やゲートの更新

１　大規模改修

今後、令和１０年度までに３箇所の駐輪場の大規模改修を行い、その他の駐輪場についてもおよそ２０年周期で大規模改修を実施する。改修に際しては、自転車駐車場における再生可能エネルギーの活用事例を調査し、太陽光パネル等の開発状況も考慮し、脱炭素化に貢献する施設整備を進める。

２　精算機器等の設備

予防保全型の維持管理に向けて改修計画を定め計画的に改修を行うとともに、大型自転車の駐輪やキャッシュレス化への対応など利用者の利便性向上を図る。

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P22） ①　駐車、駐輪施設の整備及び拡充 第三次足立区環境基本計画改定版（P37） ①　区施設における太陽エネルギー利用機器の率先導入
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	11 住み続けられるまちづくりを（11. 3） 12 つくる責任 つかう責任（12. 7） 13 気候変動に具体的な対策を（13. 2）

基本目標１　快適に自転車が利用できる都市環境の整備

施策②	自転車駐車場の整備等			
事業 No. ４	民営自転車駐車場の整備促進	新規	拡充	**継続**
事業主体	区：交通対策課			
事業概要	１　民営自転車等駐車場補助金交付制度を活用した、駐輪施設が不足する地域への駐輪施設の増設 ２　増設の際、立地条件等を考慮し２時間無料制度や定期利用等が可能な施設となるよう事業者と協議 ３　民間事業者が十分に活用できるよう民営自転車駐車場補助金交付制度における補助基準額の見直し			
R15 目標	民営自転車駐車場整備を促進し、駐輪需要に十分対応できている。			

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
補助 個所数	累計(R4) 109 か所	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所

実施イメージ・事例等

民営自転車駐車場補助整備例

利用案内板

１　民営自転車駐車場補助金交付制度

制度を活用し、多くの自転車駐車場が整備され、放置自転車の減少に大きく貢献してきた。今後も本補助制度を継続し民間駐輪場の整備を進めるとともに、補助基準額（※）の見直しを行うことで、駐輪施設が不足する地域へのさらなる誘致促進を目指す

誘致促進地区：日舎ライナー沿線地区、北綾瀬周辺地区他

（※）補助基準額（現状）

自転車(1 台あたり)：平置式 40,000 円　立体式 70,000 円

原付　(1 台あたり)：平置式 60,000 円　立体式 100,000 円

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P22） ①　駐車、駐輪施設の整備及び拡充
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	(11. 3)　(12. 7)　(17. 17)

基本目標１　快適に自転車が利用できる都市環境の整備

施策③	放置自転車対策の推進	**【重点事業】**		
事業 No. ５	総合自転車対策業務の実施	新規	**拡充**	継続
事業主体	区：交通対策課			
事業概要	１　自転車駐車場の管理、街頭指導、移送所の管理を一括して実施する「総合自転車対策業務」を推進し、各施設間の連携強化と自転車放置率や撤去後のトラブル等の減少を目指す ２　管理業務の効果的な人員配置やＤＸ化の推進による、さらなる効率的な運営と経費削減			
R15 目標	前期の検討結果に基づき、新たな区割りでの実施 ２３区最少の自転車放置率(0.5%)の維持			

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
地区数	①（竹ノ塚・西新井地区） ②（五反野・北千住地区）		R7 に自転車駐車場管理運営業務をﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙから競争入札に変更 上記実施状況等を評価し、R10 からの新区割りに向けたﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙを R9 に実施			総合委託 新区割り 実施
放置率	0.4%	放置率 0.5%以下を維持				放置率 0.5%以下

実施イメージ・事例等

街頭指導の状況

駐輪場の管理

自転車が集積された移送所

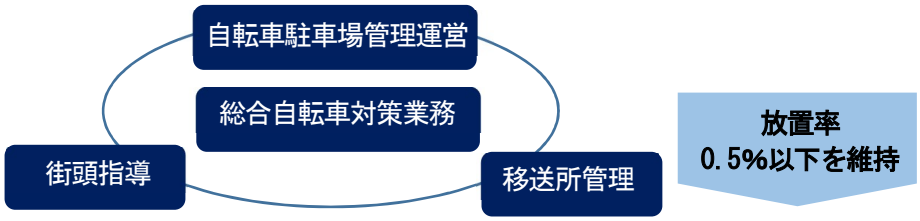

１　令和７年度の自転車駐車場管理運営業務（単独業務委託）
　プロポーザルによる選定から競争入札に変更される。街頭指導・移送所管理業務は引き続き競争入札にて委託業者を決定する。また、総合自転車対策業務についても受託期間内（３年間）における作業の効率化や経費削減効果等も評価し選定することを予定しており、その実績を踏まえ後期以降の総合自転車対策業務委託のあり方について決定する。

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P33） ①　放置自転車等防止対策の啓発・規制等の強化
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	8 働きがいも経済成長も（8. 5） 11 住み続けられるまちづくりを（11. 3） 17 パートナーシップで目標を達成しよう（17. 14）

基本目標１　快適に自転車が利用できる都市環境の整備

施策③	放置自転車対策の推進			
事業 No. 6	放置対策における運営方法の改善	新規	**拡充**	継続
事業主体	区：交通対策課			
事業概要	１　自転車駐車場の利用実態や駐輪施設の需給バランス等を考慮した区営自転車駐車場の適正な配置と料金設定の見直し ２　全区営自転車駐車場における、交通系ＩＣカードの利用を可能に ３　高齢者や障がい者、大型自転車利用者など全ての駐輪場利用者の利便性向上			
R15 目標	区営自転車駐車場の料金設定の見直し 全自転車駐車場でＩＣカード等での支払いを可能とする			

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
料金設定等検討	－	検討	→	見直し	条例改正	新料金
ICｶｰﾄﾞ対応	未整備 17 か所	整備 1 か所	整備 5 か所	整備 5 か所	整備 6 か所	整備終了

実施イメージ・事例等

平置き駐輪場

１　区営自転車駐輪場利用料金の見直し
駅までの距離等の立地条件や屋根の有無等の利用条件等を考慮し、民間駐輪場と共存可能な料金設定について検討を進める。ただし、物価高騰等の社会情勢を踏まえ、区独自のサービスである免除制度や無料引取制度なども考慮し検討する。

ＩＣカード対応　発券機

２　交通系 IC カードの利用を可能に
管理棟が設置され有人管理されている区営自転車駐車場では、一時利用の料金を直接管理人に支払っており、現金管理が発生し管理業務の負担にもなっている。交通系ＩＣカードで精算可能な機種を導入することで管理業務の効率化を図る。

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P33） ①　放置自転車等防止対策の啓発・規制等の強化
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	8 働きがいも経済成長も（8. 5） 11 住み続けられるまちづくりを（11. 3） 16 平和と公正をすべての人に（16. 6） 17 パートナーシップで目標を達成しよう（17. 14）

（２）安全・安心

基本目標２　誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

施策④	交通安全教育の推進	【重点事業】		
事業 No. ７	学校等における交通安全教室	新規	拡充	継続
事業主体	区：交通対策課・教育指導課・四警察署			
事業概要	１　小学校全学年への交通安全指導員による授業・３年生への「自転車安全運転免許証発行事業」・中学、高校のスタントマンを活用した体験型交通安全教室の継続実施 ２　令和５年度から、新規に朝顔を活動のシンボルとした「あさがお交通安全プロジェクト（※）」を開始 （１）令和５年度は綾瀬小学校ほか推進校（全５校）で先行実施 （２）令和６年度から全小学校、令和７年度から全中学校で実施予定 ３　児童・生徒がタブレット端末で交通安全の動画視聴等を用いて学ぶ学校ＩＣＴの活用推進			
R15 目標	全３年生の自転車安全運転免許証取得（区立小学校全校実施） 全中学・高校でのスタントマン教室の体験（区立全中学・都立全高校）			

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
自転車免許（全小３年）	67 校	67 校	67 校	67 校	67 校	67 校
ｽﾀﾝﾄﾏﾝ（中･高）	13 校	13 校	15 校	14 校	14 校	15 校
あさがお交通安全	－	67 校（小）	102 校（小中）	102 校（小中）	102 校（小中）	102 校（小中）

実施イメージ・事例等

１　自転車安全運転免許証発行事業等の実施
（１）小学３年生へ免許証発行
（２）死角体験や参加した保護者への啓発の実施
（３）警察署においても新１・２年生に対し、スタンプカードを使用するワンポイント交通安全教室を実施

２　体験型交通安全教室の実施
（１）中学、高校でスタントマンを活用した体験型交通安全教室を３年間で全校実施
（２）高校生に対して啓発を充実させ交通ルールを守らせる取組みを強化

３　※あさがお交通安全プロジェクト
（１）令和６年度から５月２日を学校の「足立区版交通安全の日」として制定し、学校ごとに動画視聴による交通安全指導や交通安全の呼びかけ、挨拶運動等を実施

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P24） ①　学校等における交通安全教育
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	3 すべての人に健康と福祉を（3. 6） 4 質の高い教育をみんなに（4. 1） 17 パートナーシップで目標を達成しよう（17. 14）

基本目標２　誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

施策④	交通安全教育の推進	【重点事業】
事業No. ８	多世代への交通安全教育	新規　**拡充**　継続
事業主体	区：交通対策課・四警察署	
事業概要	１　住区センターでの高齢者や子育てサロンにおける子育て世代への交通安全講話などの継続実施 ２　各種イベント等において、自転車シミュレータ体験を実施するなど、自転車利用に関する啓発活動を継続実施 ３　公園や学校等を活用した地域における一般区民向けの交通安全教室の実施	
R15 目標	住区センター（子育てサロン含）での交通安全啓発活動継続実施 一般区民向けの自転車安全教室を継続開催	

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
住区ｾﾝﾀｰ（高齢者）	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人
子サロ（保護者）	65 施設 400 人	65 施設 400 人	65 施設 400 人	65 施設 400 人	65 施設 400 人	65 施設 400 人
一般向け安全教室	－	1 回 試行	2 回	2 回	2 回	2 回

実施イメージ・事例等

子育てサロンでの交通安全教室

自転車シミュレータ

１　各種イベントでの自転車に関する啓発活動

引き続き、警察署と連携し住区センターや子育てサロン利用者に対し、自転車の安全利用について啓発を行う。あわせて自転車シミュレータ体験などを通じ自転車利用ルールの理解を深めていく。

一般区民が参加できる交通安全教室等（イベント時や地域住民向けに公園等での実施を想定）を開催し、スタントマンを活用した体験型交通安全教室や自転車シミュレータ体験などを行い、多世代に対する交通安全啓発を進める。平成６年度は一般区民向けの教室を試行し、その後地域間の偏在が無いように各地域での実施を進めていく。

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P27） ①　交通安全啓発事業
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	3 すべての人に健康と福祉を（3. 6） 4 質の高い教育をみんなに（4. 5） 17 パートナーシップで目標を達成しよう（17. 14）

基本目標２　誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

施策⑤	交通安全指導取締り			
事業 No. ９	自転車利用者への警告指導の実施	新規	拡充	**継続**
事業主体	四警察署			
事業概要	１　駅周辺等の交通頻繁な地区における、軽微な違反者に対する指導警告及び悪質性、危険性の高い違反者に対する積極的な指導・警告・交通切符等による取り締まりの実施 ２　平成２７年６月１日に施行された改正道路交通法に基づく自転車運転者への罰則等の厳格化（３年以内に取締り又は交通事故を２回以上繰り返した場合、自転車運転者講習の受講が義務付けられ、受講しなかった場合は５万円以下の罰金が科される）			
R15 目標	交通安全指導取締り継続実施			

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
自転車取締	実施	→	→	→	→	継続実施

実施イメージ・事例等

１　自転車利用者への警告指導

信号無視等の違反や危険性の高い違反に対し取締りを実施している。また、取締りに至らない軽微な違反に対しても、「自転車警告カード」及び「自転車安全マナーカード」を交付するなど指導取締りを実施する。

ブレーキのないピストと呼ばれる競技用自転車やＢＭＸなどの公道走行は違反の対象であるとともに、今後は、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）の普及に伴い、基準を満たさない車両の使用や交通ルールを守らない利用者も各地で発生しており、指導取締りと交通ルールの徹底が必要です。

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P35・P36） ①　自転車利用者対策の推進 ②　整備不良車両の取締り
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	3 すべての人に健康と福祉を（3.6）　16 平和と公正をすべての人に（16.6）　17 パートナーシップで目標を達成しよう（17.14）

基本目標２　誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

施策⑥	自転車事故に対する備え			
事業 No. 10	自転車保険加入促進	新規	拡充	**継続**
事業主体	区：交通対策課			
事業概要	１　令和２年１月から「足立区自転車の安全利用に関する条例」が施行され、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化 ２　区は「区民交通傷害保険」を開始し、区民の損害賠償責任に関する各種保険制度への加入を促進 ３　区民の保険加入に向けた啓発及びＰＲの推進			
R15 目標	「区民交通傷害保険」加入者数 18,000 人 区民の自転車損害賠償責任保険等の加入率９０％ （区営自転車駐車場利用者調査）			

前記実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
区民交通傷害保険加入者数	11,687 (R4)	12,000 (累計)	12,500 (累計)	13,000 (累計)	13,500 (累計)	14,000 (累計)
自転車保険加入率(※)	78% (R3)	—	81%	—	83%	—

実施イメージ・事例等

※隔年調査予定

１　自転車保険の加入促進
　区民交通傷害保険をはじめとし、自転車保険加入に向けた広報・啓発活動をイベントやキャンペーン等の機会を捉え、積極的に展開する。

２　自転車保険加入実態調査
　保険の加入状況を把握するため区営自転車駐車場利用者を対象とした調査を隔年で実施する。

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P41・P48） ①　自転車の点検・整備の啓発 ②　自転車保険の加入義務化
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	3 すべての人に健康と福祉を（3.6） 11 住み続けられるまちづくりを（11.3）

基本目標２　誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

施策⑥	自転車事故に対する備え			
事業 No. 11	自転車ヘルメット着用促進	新規	拡充	**継続**
事業主体	区：交通対策課			
事業概要	１　令和５年４月の改正道路交通法施行により、全世代に対する自転車乗用時ヘルメット着用が努力義務化 ２　区は令和５年３月１０日から自転車ヘルメット購入補助制度を開始し、区民のヘルメット購入促進を図る ３　自転車ヘルメット着用に向けた促進キャンペーンの区内大型商業施設やイベント等における実施			
R15 目標	ヘルメット着用率２０％（都内着用率：警察庁公表） ヘルメット購入補助件数 40,000 件（R8.3 で終了）			

前記実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
ﾍﾙﾒｯﾄ着用率	10.5（※）	11	12	13	14	15
ﾍﾙﾒｯﾄ購入補助	15,000（累計）	30,000（累計）	40,000（累計）	－	－	－

実施イメージ・事例等

※　令和５（2023）年９月警察庁公表資料

１　自転車用ヘルメット購入補助制度

令和５年３月１０日から取扱店舗８店でスタートし、開始２２日間で 2,690 個分の利用があり、現時点では取扱店舗数が６５店、利用個数は約１万個と順調に推移している。令和８年３月までの期限付きの制度ではあるが、区内自転車保有者の約１割の方への補助を目標に事業を進める。

２　ヘルメット着用のための啓発活動

大型商業施設内において、自転車ヘルメット着用推進キャンペーンを警視庁主催で開催するとともに、イベント時にヘルメットを実際に着用してもらうなど、自転車利用時の着用に向けて啓発活動を進める。

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P29） ①　各種キャンペーン
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	3 すべての人に健康と福祉を（3.6）　11 住み続けられるまちづくりを（11.3）

基本目標２　誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

施策⑦	自転車盗難対策の推進			
事業 No. 12	盗難防止に向けた啓発事業	**新規**	拡充	継続
事業主体	区：危機管理課　四警察署			
事業概要	１　足立区内の自転車盗難被害は若年層が約半数を占めており、若者の自転車盗難被害を減らす対策として、令和５年１１月から区内の全都立高校を対象とし、ファーストフード店と連携した「自転車カギかけありがとうキャンペーン」を開始 ２　自転車盗難に対する防犯物品の補助事業を新たに展開するなど、啓発活動強化と合わせて事業を推進			
R15 目標	自転車盗防止に向けた対策の継続実施			

前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	啓発補助事業等	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ補助事業	実施	→	→	→	実施

実施イメージ・事例等

１　自転車カギかけありがとうキャンペーン

令和５年１１月から１２月にかけて、自転車盗難の被害が多発する１６～１８歳への対策として、若年層の利用が多い日本マクドナルド(株)、他２社と協定を締結し、区内都立９校に通う高校生対象のキャンペーンを実施した。今回の実施結果を踏まえ、今後の実施方針について検討する。

【内容】

（１）校内駐輪場へのキャンペーン内容の掲示

（２）区職員による自転車鍵かけ確認

（３）施錠者への感謝の声かけと区内１７店舗で利用できるマクドナルドのクーポン券付き感謝カードを配布

（４）マクドナルド店員からの鍵かけ感謝の声かけの協力

２　防犯物品の補助事業

令和５年１１月から自転車盗対策も含めた防犯対策物品の購入費補助制度がスタートした。

上記に示したような対策を講じることで、刑法犯認知件数を減少させ、自転車盗のない安全・安心なまちを目指す。

自転車盗対策補助メニュー(全8種)

関連する施策・事業	ビューティフルウインドウズ運動
関連する主なＳＤＧｓ(ﾀｰｹﾞｯﾄNo.)	11 住み続けられるまちづくりを (11.3)　17 パートナーシップで目標を達成しよう (17.14)

基本目標２　誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

施策⑧	交通安全に関する広報・啓発の推進			
事業 No. 13	自転車マナーアップキャンペーン	**新規**	拡充	継続
事業主体	区：交通対策課・四警察署			
事業概要	１　自転車利用者のルール・マナーの徹底を図るため、自転車ナビマーク等の自転車走行環境整備実施済みの路線において、道路上で職員がプラカード等を掲示し、車道左側通行やナビマークの周知啓発を行う。			
R15 目標	キャンペーン実施（年１２回）			

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
実施回数	2 回	3 回	6 回	6 回	6 回	6 回

実施イメージ・事例等

参考イメージ：
自転車安全利用 TOKYO キャンペーン［自転車安全利用街頭啓発隊］（東京都）

１　車道左側通行やナビマークの周知啓発の実施
　令和６年１月に世論調査において、自転車利用マナーが悪いが７０％を超えた西新井地区等において試行する。
　歩行者・自転車の安全な通行を確保しつつ、職員が啓発パネル等を掲示し、直接自転車利用者や歩行者に訴えかける。

２　ＳＮＳ等での交通安全に関する情報発信の実施
　令和６年度以降は、自転車安全利用ＴＯＫＹＯキャンペーン（５月）や秋の全国交通安全運動期間（９月）など、交通安全に関する各種キャンペーン期間と実施時期を合わせ、ＳＮＳ等での情報発信も含めて事業を行う。

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P29） ①　各種キャンペーン
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	11 住み続けられるまちづくりを（11.3）　17 パートナーシップで目標を達成しよう（17.14）

基本目標２　誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

施策⑧	交通安全に関する広報・啓発の推進			
事業 No. 14	広報啓発事業の充実	新規	拡充	**継続**
事業主体	区：交通対策課			
事業概要	１　各種イベントや広報誌、インターネット、チラシ等の広報媒体による、効果的な啓発活動の実施 ２　主に小中学生に対し、ポスターの制作を通じた交通安全意識を向上を目的として「交通安全ポスターコンクール」を開催 ３　受賞作品の庁舎アトリウムや商業施設での展示、ポスターやカレンダーでの活用など、広く区民に紹介し交通事故防止を訴える			
R15 目標	ポスターコンクール継続実施と展示場所拡充 様々な媒体を活用した広報活動実施			

前期実施計画

年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
ﾎﾟｽｺﾝ	年１回	年１回	年１回	年１回	年１回	継続実施
広報活動	実施	→	→	→	→	

実施イメージ・事例等

広報特集号例

商業施設内でのポスター展示

１　交通安全意識向上に向けた啓発活動の実施
　多くの区民が、自転車利用をはじめとした交通安全啓発で最も目を止めるのは広報紙での特集記事である。今後も機を捉え広報特集に加え、ＳＮＳ等での発信などを組み合わせて行う。
２　交通安全ポスターコンクールの実施
　新たな展示機会の拡大に努め、作品紹介の場所を増やすことで、ポスターコンクールへの参加意欲を高めていく。

関連する施策・事業

第 11 次足立区交通安全計画（P28・P29）
①　広報活動の充実
②　ポスターの制作等を通じた啓発活動の推進

関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）

（4.1）　（11.3）　（17.14）

（３）自転車利活用

基本目標３　多様な自転車活用の推進による地域活性化				
施策⑨	日常的な自転車利用の促進			
事業 No. 15	自転車利用に関する情報発信の推進	新規	拡充	継続
事業主体	区：交通対策課			
事業概要	１　自転車利活用に関する情報発信を積極的に行い、日常的な自転車利用を促進する。 （１）自転車利用時に活用できる駐輪場やシェアサイクルなどの利便性向上につながる情報 （２）自転車走行空間、自転車保険、ヘルメット着用などの安全利用に関する情報 （３）環境面や健康づくりの効果なども含めた多種多様な情報			
R15 目標	各種月間及び庁内イベント等と連携した情報発信ができている。			

前記実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	情報発信	実施	実施	実施	実施	実施	実施

実施イメージ・事例等

１　自転車利用に関する情報発信

自転車の特性に合わせた情報発信を、機会を逃さずに実施する。また、庁内関係課のイベントとの連携を進め、自転車利用を推進する。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

５月　自転車月間

６月　環境月間

９月　健康増進普及月間

上記にように、国が定めた健康や環境に関する期間に合わせ、自転車に関連する情報発信や、庁内イベント等との連携を図り、積極的に普及啓発を展開する。

関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P28） ①　広報活動の充実
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	3 すべての人に健康と福祉を（3. 6） 11 住み続けられるまちづくりを（11. 3） 12 つくる責任 つかう責任（12. 8） 17 パートナーシップで目標を達成しよう（17. 17）

基本目標３　多様な自転車活用の推進による地域活性化

施策⑩	シェアサイクルの活用推進						
事業 No. 16	シェアサイクル事業の推進				新規	**拡充**	継続
事業主体	区：交通対策課　シェアサイクル事業者						
事業概要	１　令和２年度から実証実験として開始したシェアサイクル事業を、令和６年度から本格実施に移行 ２　実証実験の結果を踏まえ、公共施設等を活用した適正なポート配置について再検討 ３　同業他社の参入も考慮し、事業者との連携の在り方を検討するとともに、さらなる活用を促進						
R15 目標	区内３００ポート設置						
前記実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	ポート数	140 (R4)	210	220	230	240	250

実施イメージ・事例等

区内シェアサイクルスポート

自転車シェアリング広域利用等推進事業
３社が同一箇所にポートを設置　　都環境局 HP

１　シェアサイクル事業

東京都内のシェアサイクル事業は、３社の寡占状態となっている。区内ではハローサイクリングが事業を進めているが、区外ではドコモバイクシェアやＬｕｕｐも利用エリアを拡大しており、将来的には３社が共存する状況になることが想定される。

２　電動キックボード等のシェアリング

また、電動キックボードをはじめとした電動マイクロモビリティのシェアリングも既に他都市では進んでいる。こうした、新たなモビリティの利用に対しては、十分な安全措置や啓発を行う必要がある。

関連する施策・事業

第 11 次足立区交通安全計画（P20）
①　自転車シェアリング利用者への普及啓発
第三次足立区環境基本計画改定版（P35）
①　自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備

関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）

(3. 6)

(9. 1)

(11. 3)

(12. 8)

(13. 1)

(17. 17)

基本目標３　多様な自転車活用の推進による地域活性化

施策⑪	自転車を活用した周遊観光等の推進					【重点事業】	
事業 No. 17	イベント等での自転車活用促進					新規	拡充	継続
事業主体	区：交通対策課　足立区観光交流協会						
事業概要	１　区内外に対し自転車が区内の移動手段として優れている点を周知 ２　区内観光スポットへの移動手段として自転車の活用を推奨し、各観光資源をつなぐツールとしての利活用を促進 ３　観光交流協会主催イベント開催時等に自転車やシェアサイクルの活用を推奨し、区内外からの来場者増につなげ地域活性化を図る						
R15 目標	区内イベントや観光の際の移動手段として自転車やシェアサイクルが活用されている。						
前記実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	実施予定	－	イベント開催に合わせた自転車利活用に関する情報発信 自転車で巡る観光スポットや観光コースの周知				
実施イメージ・事例等	１　イベント時のシェアサイクル活用の推奨 観光交流協会とタイアップし、街歩きや区内を広範囲で周遊するイベントを実施する際には、周遊マップにシェアサイクルポートを示すなど、移動手段として推奨する。 また、駅から離れた大鷲神社や桑袋ビオトープ公園、生物園、都市農業公園等の観光スポットなどへも、マップの作製とあわせ移動手段として、自転車やシェアサイクルの活用を周知していく。 【参考事例】 区政９０周年で実施した周遊謎解きイベントでは、複数の参加者がシェアサイクルを利用したとコメントしていた。 周遊イベント実施の際に、有効な移動手段となることが分かった。						
関連する事業	第 11 次足立区交通安全計画（P20） ①　自転車シェアリング利用者への普及啓発 足立区地域経済活性化基本計画（P50・P51） ①　観光資源を磨く・繋ぐ ②　来街者を呼び込む情報発信						
関連する主なＳＤＧｓ（ﾀｰｹﾞｯﾄNo.）	8 働きがいも経済成長も（8. 9） 11 住み続けられるまちづくりを（11. 1） 12 つくる責任つかう責任（12. 8） 17 パートナーシップで目標を達成しよう（17. 17）						

２　足立区自転車ネットワーク計画について

本計画と併せて、「足立区自転車ネットワーク計画」（以下、ネットワーク計画）を策定しました。ネットワーク計画とは安全で快適な自転車通行空間の効果的、効率的な整備を目的に、面的なネットワークを構成する路線を選定し、その整備形態等を示すものです。

ネットワーク整備対象路線には、主に車道混在（自転車ナビマーク＋自転車ナビライン）や自転車専用通行帯（自転車レーン）を整備します。

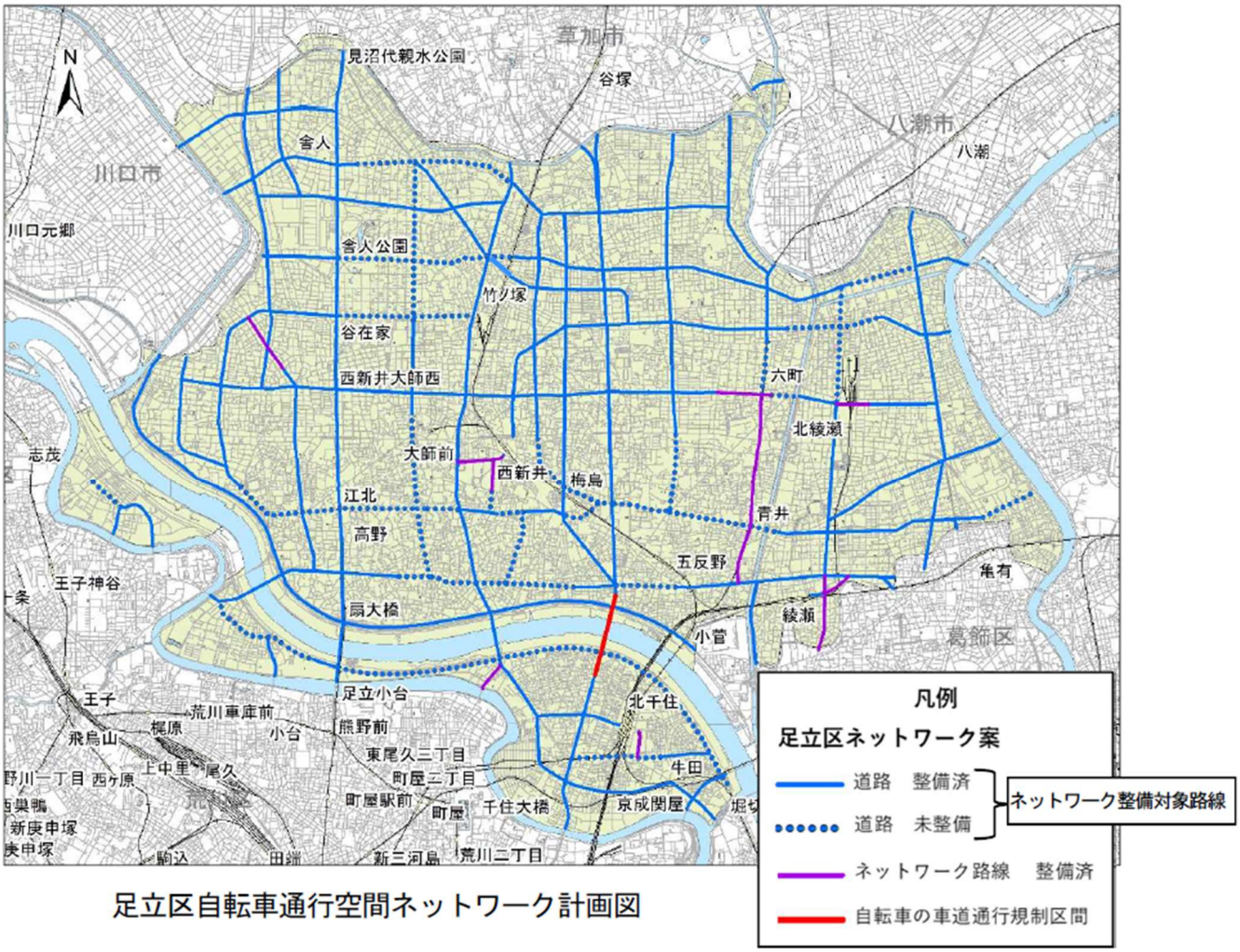

足立区自転車通行空間ネットワーク計画図

３　計画本編について

計画本編については、区ホームページをご覧ください。

URL：https://www.city.adachi.tokyo.jp/kotsu/jitennsyakatuyousuishinkeikaku.html
※　区ホームページ内 検索フォームで「足立区自転車活用推進計画」と検索すると対象ページ「足立区自転車活用推進計画を策定しました」をご覧頂けます。

第４章　計画の令和７年度実績

１　令和７年度の実績について

本計画における各施策の令和７年度実績について報告する。なお施策④～⑥、⑧の実績は「第１１次足立区交通安全計画」資料に詳細が記載されているため、次ページ以降のチェックシートは省略する。

施策		事業	参照ページ
施策①	自転車走行環境の整備	No. 1 自転車走行空間ネットワーク構築	本編 P. 27
		No. 2　自転車ナビマークの整備	本編 P. 28
施策②	自転車駐車場の整備等	No. 3　区営自転車駐車場の整備・改修	本編 P. 29
		No. 4　民営自転車駐車場の整備促進	本編 P. 30
施策③	放置自転車対策の推進	No. 5　総合自転車対策業務の推進	本編 P. 31
		No. 6　放置対策における運営方法の改善	本編 P. 32
施策④	交通安全教育の推進	No. 7　学校等における交通安全教室	交通安全計画 P. 28～
		No. 8　多世代への交通安全教育	交通安全計画 P. 35～
施策⑤	交通安全指導取締り	No. 9　自転車利用者への警告指導の実施	交通安全計画 P. 51～
施策⑥	自転車事故に対する備え	No. 10　自転車保険加入促進	交通安全計画 P. 65
		No. 11　自転車ヘルメット着用促進	交通安全計画 P. 38～
施策⑦	自転車盗難対策の推進	No. 12　盗難防止に向けた啓発事業	本編 P. 33
施策⑧	交通安全に関する広報・啓発の推進	No. 13 自転車マナーアップキャンペーン	交通安全計画 P. 44～
		No. 14　広報啓発事業の充実	交通安全計画 P. 41～
施策⑨	日常的な自転車利用の促進	No. 15　自転車利用に関する情報発信の推進	本編 P. 34

施策⑩	シェアサイクルの活用推進	No.16　シェアサイクル事業の推進	本編 P.35
施策⑪	自転車を活用した周遊観光等の推進	No.17　イベント等での自転車活用促進	本編 P.36

足立区自転車活用推進計画チェックシート

施策①　自転車走行環境の整備

担当所管	交通対策課 道路整備課　道路維持課

事業No.1　自転車走行空間ネットワークの構築

事業概要

1　自転車走行空間ネットワーク計画に基づく計画的な整備
2　令和１０年度までにモデル路線（環七北通り）の整備
3　区施工の都市計画道路や道路改修に合わせた整備の推進
4　令和１０年度末にネットワーク路線全体の約１０％を整備予定

令和７年度実施内容

1　自転車専用通行帯（車道混在含む）の整備工事について

モデル路線である環七北通り 1.08ｋｍ（一ツ家地区および大谷田地区）

2　先行整備区間

区施工にて葛西用水桜通り（環七通り以南）1.1ｋｍ（東和地区）を車道混在で整備。
東京都施工にて都道補助１３６号線（江北橋通り）1.5ｋｍを自転車専用通行帯で整備。
東京国道事務所にて国道４号線（上下線）3.2km を車道混在（一部専用通行帯）で整備。

3　自転車専用通行帯の設計委託について

来年度整備予定の環七北通り 1.8ｋｍ（島根四丁目から一ツ家一丁目）
葛西用水桜通り 1.0ｋｍ（大谷田三丁目から佐野一丁目）

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度	備考
モデル路線（環七北通り）	計画	設計	整備 1.80ｋｍ	令和１０年度末までに全線8.2km の整備を予定している。令和７年度末の累計は 1.6ｋｍ
	実績	設計	整備 1.08ｋｍ	
	達成率	１００％	**６０％**	
先行整備区間	計画	1.0ｋｍ	1.0ｋｍ	区施工：1.1km 都施行：1.5ｋｍ 国施工：3.2ｋｍ（上下線）
	実績	０ｋｍ	5.8ｋｍ	
	達成率	**０％**	**５８０％**	

令和７年度実施事業に関する評価

1　整備効果について

整備を行った環七北通りにおいて、整備前と整備後で自転車の交通量調査を実施した。その結果、車道左側を通行している比率が整備前と比較して２０％アップしていた。

2　環七北通りの整備実績減の理由について

東京都施行による六町地区土地区画整理事業は令和９年度末までであり、東京都および警視庁と協議した結果、区による自転車走行環境整備は、令和 10 年度以降に整備することとした。

令和８年度実施予定事業

1　自転車専用通行帯の整備工事について

環七北通り 1.8ｋｍ（島根四丁目から一ツ家一丁目）
葛西用水桜通り 1.0ｋｍ（大谷田三丁目から佐野一丁目）

2　先行整備区間の整備工事について

補助１３８号線 1.0ｋｍ（関原三丁目から梅田五丁目）

3　自転車専用通行帯の設計委託について

環七北通り 1.9ｋｍ（谷在家一丁目から栗原一丁目）
舎人公園北通り 0.8ｋｍ（入谷五丁目から入谷六丁目）

施策①　自転車走行環境の整備

担当所管	交通対策課

事業No.２　自転車ナビマークの整備

事業概要

１　主要５駅（西新井、竹ノ塚、綾瀬、六町、北千住）周辺及びエリアデザイン地区の概ね半径５００ｍを対象とした自転車ナビマークの整備

２　経年劣化によりナビマークが薄くなった箇所の適切な補修

令和７年度実施内容

１　新規整備について

五反野駅周辺の整備に加え、北綾瀬駅北西部の開発（ららテラス北綾瀬）により未整備となっていた箇所についても整備を行った。

２　要望箇所について

地域住民からの要望で道路幅員が狭く、車の交通量が多い、西新井地区にある本木新道について、整備を行った。

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度
整備エリア	計画	北綾瀬駅周辺	五反野駅周辺
	実績	北綾瀬駅周辺 7.8ｋｍ	五反野駅周辺、北綾瀬駅周辺等 18.22ｋｍ
	達成率	１００％	１００％

令和７年度実施事業に関する評価

１　今年度予定されていた計画以上に整備を進めることができた。

２　整備したことで、自転車の逆走防止、道路交通法で定められた通行すべき部分や方向を明示することが出来たため、自転車利用者の安全走行に寄与することができた。

令和８年度実施予定事業

１　補修箇所について

平成２９年に整備した梅島駅周辺自転車の塗り直しを行う。

２　要望箇所について

地域住民からの要望で綾瀬駅北側区道について、整備を行う。

警視庁綾瀬警察署からの要望（自転車関連の死亡事故発生箇所）で、川の手通り（環七以北）について、整備を行う。

３　都市再生整備計画について

計画の関連事業に位置づけられている、花畑川周辺の整備を行う。

施策②　自転車駐車場の整備等

担当所管	交通対策課

事業No.３　区営自転車駐車場の整備・改修

事業概要

１　老朽化した区営自転車駐車場の建物や駐輪場機器等の計画的な改修（改築含む）による適正な保全
２　大型自転車等への対応や障がい者等への免除対応など運営面も考慮した整備の推進
３　再生可能エネルギーの活用などによる二酸化炭素排出削減等、環境面に配慮をした区営自転車駐車場施設の整備
４　まちづくりの動きに合わせた駅周辺駐輪施設の将来の配置計画に向けた検討

令和７年度実施内容

１　大規模改修等

竹の塚南自転車駐車場は、令和８年度に大規模改修工事を予定していることから、施設営繕部西部地区建設課と調整を行い、大規模改修設計を実施した。

西新井大師西駅第４自転車駐車場の増設工事を行った。

２　駐輪機器改修

老朽化したサイクルラックの補修…扇大橋東、北千住南自転車駐車場

老朽化した精算機の入替…綾瀬西、綾瀬東、宮城二丁目自転車駐車場

新紙幣、新硬貨、インボイス対応精算機の交換…東綾瀬公園第１、第２、高野駅西自転車駐車場

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度
大規模改修	計画	北千住南の改修	竹の塚南の設計
	実績	北千住南、青井の改修	竹の塚南の設計、西新井大師西駅第４の増設
	達成率	２００％	**２００％**
駐輪機器改修	計画	改修２箇所	改修２箇所
	実績	改修５箇所	改修８箇所
	達成率	２５０％	**４００％**

令和７年度実施事業に関する評価

１　大規模改修等

西新井大師西駅第４自転車駐車場の増設工事を行い、収容台数を増設（普通自転車６７台、大型自転車３２台、合計９９台）させたことにより、駐輪場利用者の利便性を向上させることができた。

２　駐輪機器改修

老朽化したサイクルラックや精算機の補修等を行ったことで、駐輪場の安全性や利便性が向上した。

新紙幣、新貨幣、インボイス対応精算機の交換については、昨年度より計画的に交換作業を行ってきたが、今年度で全ての区営自転車駐車場で対応済とすることができた。

令和８年度実施予定事業

１　大規模改修等

竹の塚南自転車駐車場の大規模改修工事を実施する。また、谷中四丁目１３番地先において、地元地権者から土地をお借りできたので、新規自転車駐車場の整備を実施する。

２　駐輪機器改修

谷在家駅西自転車駐車場…老朽化したサイクルラックの改修工事

舎人公園東自転車駐車場…老朽化している精算機の入替

北千住駅西口自転車駐車場…ベルトコンベアの改修工事

施策②　自転車駐車場の整備等

担当所管	交通対策課

事業No.4　民営自転車駐車場の整備促進

事業概要

1　民営自転車等駐車場補助金交付制度を活用した、駐輪施設が不足する地域への駐輪施設の増設
2　増設の際、立地条件等を考慮し2時間無料制度や定期利用等が可能な施設となるよう事業者と協議
3　民間事業者が十分に活用できるよう民営自転車駐車場補助金交付制度における補助基準額の見直し

令和７年度実施内容

1　設置費補助について

北綾瀬駅周辺において１件の補助申請があり、補助金交付決定を行い、６２台分を整備した。

2　管理費補助について

令和４年度の設置費補助対象であった１件が補助対象となり、予定通り補助を行った。

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度
補助個所数	計画	２か所	２か所
	実績	０か所	１か所
	達成率	０%	５０%

令和７年度実施事業に関する評価

1　事業効果

北綾瀬駅周辺は区営自転車駐車場の定期利用においてキャンセル待ちが発生しており、放置自転車が増加傾向にある地域であるため、設置費補助による民営自転車駐車場の新規開設は、駅周辺の駐輪対策として効果があった。

2　補助個数減の理由

六町駅周辺において、民営自転車等駐車場補助金交付制度の事前相談があったが、建築工事が遅れた影響により申請がなかったことから、補助個所数が減ってしまった。

令和８年度実施予定事業

1　設置費補助について

区営自転車駐車場の定期利用におけるキャンセル待ちが慢性化している北綾瀬駅周辺等、駐輪場の需要が多い地区について本補助制度を活用し、民営自転車駐車場の設置促進を図る。

2　今後の方針

本補助制度のさらなる活用のため、区ホームページや SNS 等で補助事業の周知を行うとともに、補助額の改定、見直し等について検討する。

施策③　放置自転車対策の推進

担当所管	交通対策課

事業No.5　総合自転車対策業務の実施

事業概要

1　自転車駐車場の管理、街頭指導、移送所の管理を一括して実施する「総合自転車対策業務」を推進し、各施設間の連携強化と自転車放置率や撤去後のトラブル等の減少を目指す

2　管理業務の効果的な人員配置やＤＸ化の推進による、さらなる効率的な運営と経費削減

令和７年度実施内容

1　区内の各駅の放置実態に応じた街頭指導・撤去活動を計画し、実施した。

2　北千住・五反野地区および竹ノ塚・西新井地区の一部の自転車駐車場における定期利用のオンライン申請を継続した。

3　関屋自転車駐車場では受託者の提案により一時利用のコインラック式を導入する等、業務の効率化を図った。

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度
地区数	計画	①（竹ノ塚・西新井地区） ②（北千住・五反野地区）	左記①、②について継続実施
	実績	―	R8 の北千住・五反野地区の総合自転車対策業務委託事業者について、プロポーザル方式により選定。事業者変更となった。
	達成率	―	―
放置率	計画	放置率 0.5%以下を維持	放置率 0.5%以下を維持
	実績	0.3%	0.5%

令和７年度実施事業に関する評価

1　総合自転車対策業務の継続的実施により、２３区最少の放置率を維持するなど、成果をあげることができた。

2　定期利用のオンライン申請や、一時利用のコインラック式の運用等により、管理業務の効果的な人員配置やＤＸ化を推進することができた。

令和８年度実施予定事業

1　北千住・五反野地区、竹ノ塚・西新井地区および他地区の自転車駐車場管理運営業務の業務執行状況について評価・精査を実施。

2　評価・精査の結果を踏まえ、今後の総合自転車対策業務委託のあり方について検討を進める。

施策③　放置自転車対策の推進

担当所管	交通対策課

事業No.6　放置対策における運営方法の改善

事業概要

1　自転車駐車場の利用実態や駐輪施設の需給バランス等を考慮した区営自転車駐車場の適正な配置と料金設定の見直し
2　全区営自転車駐車場における、交通系ＩＣカードの利用を可能に
3　高齢者や障がい者、大型自転車利用者など全ての駐輪場利用者の利便性向上

令和７年度実施内容

1　令和７年４月１日より、民営自転車駐車場１か所について区営化を行ったが、民営時より実施していた２時間無料サービスを継続した。
2　交通系ＩＣカードについても同様に、継続利用できるよう運営した。

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度
料金設定等検討	計画	検討	検討
	実績	検討	他自治体の料金調査を実施
	達成率	―	―
IC ｶｰﾄﾞ対応	計画	整備１か所	整備１か所
	実績	整備２か所	整備１か所
	達成率	２００％	１００％

令和７年度実施事業に関する評価

1　区営化した１か所の自転車駐車場について、２時間無料サービスおよび交通系ＩＣカードを継続実施し、駅前の放置対策に貢献することができた。
2　西新井大師西駅第４自転車駐車場（一時利用のみ）の増設整備を行い１３０台から２２９台へ収容台数を増大した。

令和８年度実施予定事業

1　料金設定の見直し
　他自治体の動向の調査を踏まえ、令和９年度に条例改正を行い、令和１０年度より改定料金を施行できるよう、料金設定の見直しについて検討を進める。
2　大型自転車利用者の利便性向上
　区内の駐輪場利用者の利便性向上のため、条例施行規則上の努力義務規定により、大型自転車の駐車へ配慮した自転車駐車場を新設するよう、各関係機関等に指導していく。

施策⑦　自転車盗難対策の推進

担当所管	危機管理課　四警察署

事業No.１２　盗難防止に向けた啓発事業

事業概要

１　足立区内の自転車盗難被害は若年層が約半数を占めており、若者の自転車盗難被害を減らす対策として、令和５年１１月から区内の全都立高校を対象とし、ファーストフード店と連携した「自転車カギかけありがとうキャンペーン」を開始

２　自転車盗難に対する防犯物品の補助事業を新たに展開するなど、啓発活動強化と合わせて事業を推進

令和７年度実施内容

１　「自転車カギかけありがとうキャンペーン」では、若者へのカギかけの習慣化を図るため新たに施錠率に応じて、クーポン内容の変更をするとともに、施錠率が最も高かった高校には「ビュー坊のぬいぐるみ」を配付するなど各生徒のモチベーション向上を通じてキャンペーン内容の充実を図った。

２　自転車盗難に対する防犯物品の補助事業では、前年度から継続して補助事業を実施し、広報誌や区公式のSNS（X、Facebook）での広報を通じて活用促進を図った。

３　自転車盗が多い地域の綾瀬・北綾瀬エリアに注意喚起を呼びかけるチラシを作成し、対象エリアの町会自治会に配付、掲示してもらった。

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度
啓発補助事業等	計画	実施	実施
	実績	実施	実施
	達成率	１００％	**１００％**

令和７年度実施事業に関する評価

１　「自転車カギかけありがとうキャンペーン」の施錠率は６５％（前年比 - 4.8%）と減少したが、実施アンケートにおいて、施錠の意識が高まった生徒の割合が 77.2%（前年比+14.4%）と増加した。

２　防犯物品の補助事業のうち、自転車盗難対策物品は、令和５年度から継続して補助事業を実施した。

３　区主催イベントのＡフェスタ、千本桜まつりでがっちりロックを実施して、広範囲に自転車盗難対策を実施した。

４　さまざまな自転車盗難対策をしたこともあり、自転車盗件数は８３件減少（前年比）した。

令和８年度実施予定事業

１　「自転車鍵かけありがとうキャンペーン」では、クーポンの配付だけでなく各高校で同キャンペーンに係る啓発活動を得点化してカギかけの周知向上を図る。

２　自転車盗に対する防犯物品の補助事業について、昨年度と引き続き実施するとともに、無施錠の自転車に対する警告タグ（攻めタグ）の取付けを自転車盗件数の減少の目処がたつまでは行っていく。

施策⑨　日常的な自転車利用の促進

担当所管	交通対策課

事業No.１５　自転車利用に関する情報発信の推進

事業概要

１　自転車利活用に関する情報発信を積極的に行い、日常的な自転車利用を促進する。
（１）自転車利用時に活用できる駐輪場やシェアサイクルなどの利便性向上につながる情報
（２）自転車走行空間、自転車保険、ヘルメット着用などの安全利用に関する情報
（３）環境面や健康づくりの効果なども含めた多種多様な情報

令和７年度実施内容

１　利便性向上につながる情報

駐輪場の新規開設情報や不用自転車の無料引取り、シェアサイクルポートの新設情報など、区民の利便性向上につながる情報を発信した。

２　安全利用の関する情報

環七北通り（一ツ家地区および大谷田地区）に整備した自転車専用通行帯の整備箇所や整備完了写真について、区ホームページやSNSにて情報発信した。

自転車保険やヘルメット着用について、区広報誌やホームページにて情報発信を行った。また、春の千本桜まつりやしょうぶ祭り、秋の区民まつりにおいて、直接、区民の方々に対してチラシを配布するなど普及啓発を行った。

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度
情報発信	計画	実施	実施
	実績	実施	実施
	達成率	１００％	１００％

令和７年度実施事業に関する評価

１　令和７年度の区民保険加入件数やヘルメット着用件数は、前年と比較すると横ばいとなっているが、令和８年度以降も周知啓発は継続して進めていく。
２　ヘルメットについては令和８年度より補助額を3,000円と1,000円引き上げたので、このような点をPRしつつ、さらなる周知啓発に取り組んでいく。

令和８年度実施予定事業

１　引き続き、区広報誌やホームページ、イベント等で各種普及啓発をおこなっていく。
２　さらなるヘルメット着用に向け、令和８年度よりヘルメット購入補助金の補助額を3,000円として、普及啓発をおこなっていく。

施策⑩　シェアサイクルの活用推進

担当所管	交通対策課

事業No.１６　シェアサイクル事業の推進

事業概要

１　令和２年度から実証実験として開始したシェアサイクル事業を、令和７年度から本格実施に移行
２　実証実験の結果を踏まえ、公共施設等を活用した適正なポート配置について再検討
３　同業他社の参入も考慮し、事業者との連携の在り方を検討するとともに、さらなる活用を促進

令和７年度実施内容

１　サイクルポートの設置場所について地域で偏りが出ないよう、ポートの空白地域に新規設置した。
２　上記の計画内容を、庁内各課や東京都などと調整し、公共施設や区立公園などにサイクルポートを増設し、利便性向上を図った。

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度
ポート数	計画	210	220
	実績	217	300
	達成率	103%	**136%**

令和７年度実施事業に関する評価

１　令和７年度のポートの設置数は、計画値の 220 を上回り、目標を達成した。
２　ポートの設置数を増やすことにより利便性が高まり、シェアサイクルの利用者数の増加とともに、区内の公共交通の機能を補完することができた。

令和８年度実施予定事業

１　ポートの設置に偏りが出ないように、区内を１㎢のメッシュにした場合における、ポートが少ない地区について、重点的に増やしていく。
２　駅前などスペースが限られるポートについては、新型ラックに交換することで、駐輪可能台数を増やしていく。

施策⑪　自転車を活用した周遊観光等の推進

担当所管	交通対策課 足立区観光交流協会

事業No.１７　イベント等での自転車活用促進

事業概要

１　区内外に対し自転車が区内の移動手段として優れている点を周知
２　区内観光スポットへの移動手段として自転車の活用を推奨し、各観光資源をつなぐツールとしての利活用を促進
３　観光交流協会主催イベント開催時等に自転車やシェアサイクルの活用を推奨し、区内外からの来場者増につなげ地域活性化を図る

令和７年度実施内容

１　事業者からの月次報告等に基づく利用実態の詳細な把握を行った。
２　全区的イベント実施時におけるシェアサイクル利用状況確認及び利用ルール等に関する周知を事業者と連携し実施した。
３　シェアサイクルのさらなる活用につながるようポート増設を行った。

実施計画に対する実施状況

箇所・内容等		令和６年度	令和７年度
イベント開催に合わせた自転車利活用に関する情報発信 自転車で巡る観光スポットや観光コースの周知	計画	利用実態の分析	利用実態の詳細な分析 HP・SNS 等での周知 効果的な箇所へのポート増設
	実績	シェアサイクルは土曜日の利用が多い傾向 あだちの花火大会開催日が最も多い その他イベント時に利用が多い傾向	花火大会中止による利用者減 新設ポート等の PR
	達成率	―	１００％

令和７年度実施事業に関する評価

１　主に公共施設等への設置について利用者へのＰＲを行った結果、増設要望が寄せられた。
２　鉄道駅から遠い住宅地内へのポート設置等により利用者の増加につながったほか、土日祝日等の区内外の移動も増加しており、週末の外出時の移動手段として定着してきたことが伺える。
３　千本桜まつりに合わせた移動も増えており、公園等へのポート増設やイベントに合わせたＰＲによる利用増が期待できる。

令和８年度実施予定事業

１　あだちの花火大会や千本桜まつり、週末に全区的イベント実施に合わせたＳＮＳ等でのＰＲ。
２　事業者と連携した利用者アンケート調査を実施する。